

平成29年11月29日

乗合バス事業者に対して行政処分を行いました

島根運輸支局では、島根県のバス事業者である一畑バス株式会社の出雲支社の乗合バスが無車検運行を行った旨、同社から同支局あて報告があったことを受け、同支社に対して、平成29年5月8日に監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車(乗合バス)の使用停止処分を行いましたので、お知らせします。

記

- 行政処分年月日 : 平成29年11月29日(処分権者 中国運輸局長 かわなか くにお 川中 邦男)
- 事業者名 : 一畑バス株式会社(法人番号 7280001000972)
住所 : 島根県松江市西川津町1656-1
代表者名 : 代表取締役社長 かりた みつお 菊田 満夫
- 処分対象営業所 : 出雲支社(島根県出雲市上塩冶町390番地1)
- 行政処分の内容 : 事業用自動車(乗合バス)の使用停止 60日車
(3両×20日間)
停止期間 平成29年11月29日から平成29年12月18日
- 違反の内容 : 別紙のとおり
- 違反点数付与状況 : 6点(累積点数:6点)

【参考】最近の車両停止処分状況(中国運輸局管内乗合バス関係) ※今回の処分を除く

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
6件	4件	3件	2件	3件

【問い合わせ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当者 : かたおか よねはら 片岡、米原

T E L : 082-228-3460

F A X : 082-228-3452

島根運輸支局 自動車運送事業監査室

担当者 : にしやま みよし 西山、三好

T E L : 0852-37-1311

F A X : 0852-37-2080

【資料配付先】

[広島地区]: JR記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、広島経済記者クラブ、広島県政記者クラブ

[島根地区]: 島根県庁県政記者室

【違反の内容】

1. 有効な自動車検査証の交付を受けていない事業用自動車を運行の用に供していた。

[違反詳細]

- ・違反車両数：1両
- ・自動車検査証有効期限：平成29年4月9日。
- ・無車検運行：平成29年4月10日から4月23日までの間、計14日間。
営業運行は計147運行。
- ・運行距離：約2215.5km。
- ・乗車人数：約1,200人。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第58条第1項)

2. 運行管理者の解任を届出ていなかった。
(道路運送法第23条第3項)

3. 点呼の記録の記載事項に不備があった
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)